

# 日露戦後期における「教権」概念の変化と学校・学級経営論

平井 貴美代（筑波大学大学院）

## はじめに

今日の学校経営の概念規定では、単なる管理にとどまらない「創意機能」あるいはその「実現機能」の存在がその成立要件とされている。この定義は、1930年に刊行された渡辺政盛・守屋貫秀『最新教育辞典』（大同館）に早くもその原型を認めることができるが、すでに実践面では、大正期に私立小学校を中心として展開された大正自由教育において、教育活動全般にわたる学校独自の教育方針の実践という形で現実化していた。従来の学校経営理論史研究では、こうして様々な形で展開された理論や実践を学校経営の「進歩」あるいは「発達」という一元的スケールの上に並べてきたが、そのために政治や社会情勢などは、学校経営に対する強制的圧力としての制度、あるいは時代背景の漠然とした影響力として、どちらかと言えば単純にマクロな状況が当てはめられてしまい、経営概念に具現化される仕方をも含めた十分な考察はなされていないように思われる。予め「進歩」が一方向的に措定されがちな従来の見方からは、その妥当性が疑われることは少なかったのかもしれない。しかし、学校経営における「進歩」の意味を問い直そうとすると、即ちそれを時代通念との関わりから再吟味することを目指すときには、歴史的・社会的なマクロな状況と、理論や経営が構成されるミクロな場面との間を繋ぐ努力が必要となるであろう。陣内靖彦が『日本の教員社会』において「教員社会」を「方法的ストラテジー」として用いながら、「教師の具体的な営みを説明するマクローミドルミクロの次元にわたる理論構成」を目指したような作業が、学校経営研究においても重要な意味をもつはずである<sup>(1)</sup>。

本稿ではその第一歩として、わが国の歴史社会的文脈と学校・学級経営を繋ぐ媒介に「教権」概念を設定し、その社会的認知のあり様と学校・学級経営の理論や実践との関わりを考察する。「教権」は後述するように様々な意味を内包する広い概念ではあるが、差し当たって「教育の権限」を示すとするならば、この権限の内容や範囲が教育実践における創意工夫の余地、あるいは校長と学級担任の職分における創意の範囲（＝狭義の学校経営）と、密接に関係することが分かる。また、「教権」は単に法規や行政指導によって規定されるだけでなく、歴史社会的文脈や明文化されない慣行や通念などによって規定される側面が強い。それゆえ、マクロな文脈と個々の経営的営みとを繋ぐ媒介としては有効であると思われる。

ところで、本稿では紙幅に限りもあることから、我が国ではじめて学校・学級経営論が登場する日露戦後期に焦点づけた。ただし、この時代設定は便宜上の問題だけでなく、次に述べるように「教権」変遷史の上でも重要な意味をもつ時期と見なし得ることに由る。

## 1. 戦前期における「教権」概念

我が国の教育史では「教権」は馴染み深いタームであろう。これをめぐり、数々の言説が生み出され、教育運動が組織され、実践が積み重ねられてきたからである。しかし、この問題を直接的に扱った先行研究は意外なほど少ない。管見の限りでは、平原春好著『日本教育行政研究序説』（1970）が、戦前の「教権」論を体系的に論じたほぼ唯一の先行研究のように思われる。この中では著書の性格もあって、「教権」は「教育行政（この場合の行政は狭義の行政ではなく、統治に近い）の一般行政または政治からの独立、あるいは教育行政権の確立」<sup>(42)</sup>の側面、即ち「教権独立論」にほぼ限定して論じられている。ただし、この「教権独立論」の一面的性格は戦前期の法制論や行政論にも共通しており、「教員を行政官吏とは異質の職務をもつものとして考えたり、あるいは権力関係と切り離して構想する思惟様式が本格的に根づいていなかった」<sup>(43)</sup>我が国固有の特徴として普遍化し得ると評価された。平原が「教権」を教師個人の教育する権限や自律性の問題として論じないのは、これらが結局は独立的な教育行政機関－天皇直隸期間－や公立学校教員の官吏化の要求に吸収されてしまうものと見るからであり<sup>(44)</sup>、この場合の「教権」とは、第一に教育行政の権限や自律性の問題であった。

ところが「教権」論には、教育制度改革を目指す「教権独立論」とは別に、もう一つの系譜があると考えられる。教員社会や教師個人の教育する権利に関する系譜、「教権確立論」と言うべき流れがそれである。ただし、これは前者の主張と微妙にクロスするので、別にと言うには語弊があるかもしれない。例えば、天皇直隸機関を構想した教育時論社の教育本部案や、伊沢修二の教育総監部案などは、国家的教育意図を効果的に実現するための構想であったが、それと同時に教育者の権威強化を目指す内部からの欲求にも結びついていたからである<sup>(45)</sup>。既に明治20年代には登場している教員の専門性の主張<sup>(46)</sup>も、「教権独立論」の中に埋没したのではなく、むしろ教員の地位向上の主張の方に接続していったと考えるべきであろう。こうした主張は「教権」とは銘打たないまでも、教員の経済的・社会的な地位を確立することによって、実質的には外部勢力による教員への支配を除去しようとする意図を含んでいたのである。

さらに、この「教権確立論」には、日露戦後期の青年層に顕著に見られるようになった「個」の意識<sup>(47)</sup>によって、新たな息吹が吹き込まれることになる。例えば、のちに「教権」尊重を教育の根幹に据える信濃教育会では、この時期に青年教員の間で「人格主義的教育」が唱えられ、教育者自身の人格向上を目指し、様々なグループがつけられた<sup>(48)</sup>。人格的権威－「師動の威信」－の確立を意味する信濃教育会の「教権」概念が、全国的にどれほどの広がりをもったかについては今のところ実証し得る材料はないが<sup>(49)</sup>、大正後期になると、物価暴騰による生活難の中で教育の権威としての「教権」の概念が全国的にも普及し、これを根拠として職能組合などによる教師の経済的条件的改善が企図されたという<sup>(50)</sup>。

以上で見てきたような多様な「教権」概念は、それぞれの主張の背後に潜む要求が完全に実現されることがないため、新旧が交替していくのではなく重層化されて、歴史の局面によって浮上したり潜行したりが繰り返されてきた。また「教権」を主張する担い手が次第に多様化すると、担い手

相互の利害が一致しない場合も生じてくる。とくにこの傾向が著しくなるのは日露戦後期のことであり、「教権」の担い手は量的に拡大するとともに、質的にも変化していった。本稿が扱う日露戦後期とは、「教権」概念が重大な転機を迎えた時期であり、そうした変化が学校・学級経営における創意工夫の余地とも関連して、最終的には学校の運営や教育形態にも影響を及ぼしていったと推察されるのである。

## 2. 校長の職務と正教員の「教権」

### (1) 明治後期における校長論の変容

明治期において学校経営（学校管理ではなく）の問題は、まず校長論として登場したと行うことができる。校長論を扱った著書は戦前期を通して僅かであるが、その中において明治期には有力な校長論が二冊刊行された。一つは多田房之輔<sup>(11)</sup>の『小学教師及校長』（1893）、もう一つは澤柳政太郎<sup>(12)</sup>の『教師及校長論』（1908）である。

多田も澤柳も教職論に深い関心を寄せた点では共通しているが、多田がどちらかと言えば教職の地位や待遇という条件整備面に力点を置いたのに対し、澤柳は制度組織よりも教育者の精神面の内的革新によって教職の向上を図ろうとした点で幾分異なる。しかしこの2冊の校長論は著書の立脚点の違いよりも、むしろ両者が発行された時代背景による差異が著しい。多田の著書が校長職の創設期に当たるとすれば、澤柳の著書はいわば普及期に当たる。多田は校長の第一に執るべき主義は「管理の基礎」を築くことにあるが、実状は「其の身校長の職にありながら、自其の責任の存するところを解せず」、自己の権利を維持することができずに「部下の教員をして其の分限を忘れて我が儘勝手に校事を左右せしむるが如きの形跡なきにあらず」として、読者の反省を大いに求めていた<sup>(13)</sup>。一方、澤柳においては管理者としての校長はすでに前提されており、その管理の仕方が問題となる。校長は単に職権のみで学校を管理することはできない、職権の外に学識、人格、特望がなければ到底教員を統率することはできないのであり、世の中に立派な校長を見ることが極めて少ないのは、そもそも職員の統率や生徒の指導が非常に困難であるからである、というのが『教師及校長論』の主な論点であった<sup>(14)</sup>。

澤柳の校長論は数多い彼の校長経験を土台にした体験的なものであったから<sup>(15)</sup>、恐らくは当時の校長の困難な立場を念頭に置いて立論していたはずである。この頃、中等学校を中心とする学校騒動や、学校内の校長排斥の動きなどが頻りに報告された。いずれの場合でも、校長は生徒や教師による糾弾の対象であった<sup>(16)</sup>。管理者としての法制上や職権上の地位が、必ずしも安定した学校経営を保証するものではなかったのである。澤柳は校長に「学校の首脳」として職員を統率していくことを求めると同時に、教員に対しても教授者としての独立性や「教室の主権者」としての地位を認めている<sup>(17)</sup>。両者の権限の間に生ずるであろう葛藤は、年長者（「少なくとも四十以上を希望する」と述べている）である校長が人格によって教員集団を率いることで解決されると見込んでいた。澤柳が校長と教員の職務は「固より二者同一でなく」、「良教師たりしもの必ずしも良校長でなく、良

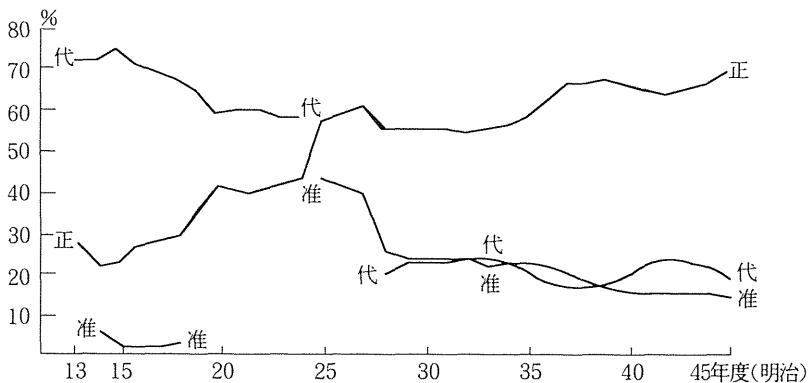
校長たるもの必ずしも良教師ではな<sup>(18)</sup>いと主張するのは<sup>(19)</sup>、両者の違いが職務の性質の違いであって、官僚機構の上下関係ではないと見るからである。教育社会には階級がなく、その責任には軽重がないとする基本的な立場は、校長論においても揺るぎないものであった。

## (2)校長と教員の分化 —二種類の正教員の登場—

ところで、この時期に校長の法制上・職務上を脅かしていた原因の一つとして考えられるのが、一学校内の正教員数の増加である。従前より教育界の内部は、正教員—准教員—代用教員、本科—専科の区別に加えて、給与面で男女教員の格差づけがなされることで、複雑に階層化されていた。正教員とは他の準資格教員の監督者であり、正教員以外の教員が学級を担当するには正教員の監督が必要であるとされた<sup>(19)</sup>。つまり、「教権」あるいは教職の専門性の担い手として設定されていたのは正教員（それも専科でなく本科正教員）全体であって、彼らが教育の専門家という立場から「教師の教師」として他の教員の職務を監督することが、即ち学校を管理することを意味していたのである。このことは、一つの学校が校長、首席訓導という正教員と、その他の准教員や代用教員で構成されていた頃には矛盾はなかったであろう。しかし、ここに正教員の増加という新たな事態が生じてきたのである。

この頃、尋常小学校への正格教員の確保が政策的課題として浮上し、養成機関の定員増や、師範学校以外への拡大（中学校、女学校における本科第二部の設置）などの施策によって、正教員の絶対数は1895年の三万人から、1908年には二倍の六万人、1913年には三倍の九万人まで増加した<sup>(20)</sup>。全教員中の正教員比率も、表にあるように明治末にはほぼ七割の域にまで迫っていた。しかも、この時期には一学校当たりの教員数が増加し、1895年に平均2.75人だったのが、大正始めには倍以上の6人を越えた。なかでも大都市の小学校でこの傾向は著しく、大阪では20人、東京では18人までになっていたという。これらの数値から、この時期に一学校内の正教員数が増大し、本来ならば監督者であるはずの正教員が、学校内の組織では被監督者となる事態が生じ始めたと判断できる。

表 正教員 准教員 代用教員数の変遷（小学校）



〔出典〕宮田丈夫「多級学校の発達における教育的条件の分析」『東京学芸大学研究報告』第五集、1953、12頁。

身分上は同格の正教員が同一学校に多数存在する場合には、校長が管理者として君臨するために若干の正当化が必要となる。その正当化が国家権力を背景として法規上からのみなされた場合、いわゆる法規万能主義的管理が現出するが、少なくとも理想としては、澤柳の校長論で示されたような人格や職務の特殊性の方が、教育界での正当性をアピールし得たのであろう。実際に校長と教員との職務上の分化は、この時期に様々な形態をもちながら進行している。上述してきたような学校規模の拡大、正教員の増加などは、学級担任の配置や学級編制など、組織編制や管理面での新たな配慮を校長に求めた<sup>(21)</sup>。この傾向は大規模校を擁する都市に著しかったが、その同じ頃、地方の小学校には村の教化の中心として社会教育面での積極的な役割が期待されていた<sup>(22)</sup>。こうした活動に積極的な校長は、青年会や同窓会の組織化、保護者との連携の強化、風俗改善など、主として学校外の活動に忙殺され、学校内の教育活動に向けられる比重は軽くなったはずである。

ところが、同時期に校長と教員との身分上の差別化が進行したことは、この問題の所在を明らかにする。校長が人格的優越や職務上の敏腕さによって監督者としての地位を調達することは理想であったとしても、現実にはその実現が困難であり、校長は自らの地位の基盤を外部－制度に求めたのである。また、施政者の側でも校長を官僚機構の末端に位置づける方向で、学校の支配体制を固めていた。この頃政府が行った教員待遇の改善策はいずれも、上に厚く下に薄いものであり<sup>(23)</sup> 明治44（1911）年「市町村立小学校長及教員名称及待遇中改正」（勅令第273号）によって小学校への奏任待遇の道が開かれた際にも、その対象となったのは各府県三名以内、在職年数二十年以上、月俸五十円以上を支給されている小学校長であった。さらに、行政側の意図を効率的に伝達する場として郡市校長会が大いに用いられた<sup>(24)</sup>。「地方行政当局の外郭団体的な性格を帯び」た地方教育会でも、会運営の中心は行政官と一部有力校長であった<sup>(25)</sup>。

このように身分上の差異化を進めるベクトルが存在する一方で、正教員としては同等であるとする意識も根強く残っていた<sup>(26)</sup>。校長を訓導との兼務とする制度上の規定はこの意識の正当性を裏付けており、兼務制廃止を提言する意見よりも、兼務制を前提とする論調の方が一般的であった<sup>(27)</sup>。相反するベクトルを調整するための一つの方法は、権限の線引きを行うことである。澤柳は校長－統率者、教員－教授者という線引きを行おうとしたが、この方向を徹底したのが次に見る澤正の学級経営論であった。

### 3. 学級経営と「教権」－澤正に見る学級経営論の変容－

#### (1) 澤正と学級経営論

澤正が明治45（1912）年に出版した『学級経営』（弘文館）は、学級経営論の嚆矢として学級経営史には必ず取り上げられる著作である。澤は明治42（1909）年に青森師範学校から茨城女子師範学校に転じ、出版された当時は附属小学校主事の職にあった。この著作は学級経営史において「独自の地位を占め」<sup>(28)</sup>るとか、あるいは「明治40年代に経営主義を打ち出したことは、一つの驚異」<sup>(29)</sup>などと高く評価されている。その根拠は先駆的な著作であることに留まらず、のちに問題となるよう

な学級王国・セクショナリズムに陥ることなく、学校経営と調和が企図された独自性にあった。しかし、筆者の見るところではこれは副次的なものであって、澤のねらいは別のところにあったように思われる。そのねらいとは、自らの理想を学校経営に実現できるのは校長だけでなく、学級担任教師にも一定の枠内でその権限が存在することを論証することにあった<sup>(30)</sup>。澤は学級経営を学校経営の「基礎経営」としながら、同時に次のように指摘している。

いふまでもなく学級経営の総合は大に思慮企図を費すべきところであるけれども、基礎経営の総合にとむべきであつてどこまでも画一的に経営せんとするものは、学級経営の意義を没却せしめ、学級経営の真価を矢はしむるに至る。(『学級経営』293～294頁)

学級経営というテーマは、「実証的」「実務論」としての教育研究の重要性を感じていた澤の問題意識から選び取られたものである。小学校の教育活動の中心に学級の経営があるのは「教育の事実」であり、校長でさえ「多数は尚同時に学級担任者である」以上は、学校の「実務論」は学級経営に包括されると考えたのである。

教育の事業、その内容は頗る多端である。然しながら若し学級経営の語を以て包括せしめたならば、小学校職員当面の事業勤務すべてあげてそのうちにあるであらう。小学校教職員の勤務活動は殆ど学級の経営を中心としてなさるべきものであるといつて過たぬ。(『学級経営』緒言 2頁)

しかし、5年後に改訂再版された『再究 学級経営』になると、基本的な構成はほとんど変わらないものの<sup>(31)</sup>、具体的な記述に微妙な差異が生じてきている。第一に、学級経営は「教育の事実」を明らかにするだけでなく、他ならぬ学級担任者が自発的・自覚的に取り組むべき中心的な課題—「本務」—として位置づけられたこと(『再究 学級経営』緒言1～2頁)、第二に、学級経営という「部分」「基礎」の完成と学級経営との調和について、単なる規範的な提言から一步踏みだし、具体的な方法が考案されたことである。澤は、差異と調和は校長が「努力の向ふべきところを明にし、更に之を統一するに学校一貫の方針を以てした」(12頁)場合に実現されるとし、そのための具体的な仕組みとして「学級経営案」を提言した。分化しつつあった校長と教員との職務上の区分を画定し、どちらか一方が他方を圧倒することのないような仕組みとして、学級経営案が機能することを期待したのである。

## (2)「教権」尊重および学校経営統一の手段としての学級経営案

『再究 学級経営』の前年に出版された『学級経営案』(金港堂 1917)では、学級経営案の意義や方法について詳しく論じられた。まず澤はこの著書の冒頭で、学級経営論を「部分解体の思想」として危険視する意見を斥け、真の意義における学級経営とは校長のもとに統一されるものであると説明する(8頁)。しかし、そうは言っても校長の経営方針が独断的、画一的であることは望ましい姿ではない。例えば、校長の講堂訓話や修身科全校受持制などは、「学級教育の責任者から学級教育の心髄たる精神教養教科の教授を奪」うことから、「教育上の大禍根を蔵するが故に、絶対に之を非とし之を斥け」なければならぬ方法であり、「学校経営全部に互つて此の種の問題が頗る乏しからぬやうに思はれる」と批判した(13～14頁)。この批判の根拠は「教権は官権に比して部分自尊の性質

が多いものであり、教育者の人格的影響は教育の骨子である」(10頁)こと、そして「学校の経営は畢竟相互人格の發揮に依るべき」(14頁)ことにある。校長と教員との「相互人格の發揮」が実現されるための一方案、それが学級経営案であった。学級経営案を学級担任者が自己の創意にもとづいて作成し、校長がそれに批評を加えて統合することで、「多様の調和統一」としての学校経営が実現し、なおかつ「自覚あり責任ある教育」が行われると考えたのである(15～16頁)。

上述のように澤の学級経営論の論点が明治末から大正中頃にかけて変化した理由は、時代背景とのかかわりと教育研究の進展との双方から考えるべきであろう。『学級経営』が出版された明治末は、講壇教育学の抽象性を徹底的に批判した澤柳政太郎の『實際的教育学』が話題を呼び、教育の実際面への関心が高まった時期である。しかし大正中期になると「案上の研究は術に連接せる教育研究の本義ではないことが確かめらるゝに至つた」(『再究 学級経営』5頁)と、すでに解決済みの問題として片づけられ、それに代わって教師の「教権」と「人格」の尊重が強調された。ここで想起されるのが、教育評論家の稲毛詛風が『内外教育評論』(10巻1号)に書いた「大正四年教育小史」である。稲毛は大正4年を「近来稀に観る『教育の年』」であり、この「当り年」を形造ったものは「現実的具体的傾向」であったとし、その一例として「一時教育界を風靡した」人格的教育学の思潮に「軽々しく賛同の意を表しないで、寧ろ如何にすればこれを我が国の教育に最も有効に適用することが出来るかといふことを関心の対象とするやうにな」ったことを指摘している。ただし、澤の場合はこの教育界の一般的趨勢のまさに逆を行っている。教育界がそろって抽象度の高い研究を行った時期に、具体性から入った澤の研究は独自の深化を遂げていった。先に紹介した校長の講堂修身に対する見解についても、明治44年の論説では未だ「全校会同の訓育的価値」や「家長教訓の精神」の意義を認めており、学級担任教師の「教権」を奪う実践であるとの認識はまったく見られない<sup>(32)</sup>。ところが、『学級経営案』では教師の「教権」を根拠として講堂修身を明確に否定し、さらに理論に対して懐疑的であった従来の姿勢を改め、人格的教育学などの新思潮について「学級経営の影を収めるもの」で「相容れざる点を見出すことは困難」(17頁)と評価するまでに至っている。

澤の研究の深まりと時代の思潮とは、大正期に出会い『学級経営案』に結実された。澤の主張する学級経営は、事実上存在するから認めるべきという消極的な根拠から、学級担任教師の「教権」と人格の尊重という積極的な意義へと向かい、ついには正当化されたかのように見える。ただし、それは学級経営案という紐付きの自由ではあったが。

#### 4. 「教権」拡張の矛盾と学校・学級経営論の転換

##### (1) 教師と校長の「教権」拡張の矛盾

澤正が大正期に展開した学級経営論では、学級経営案によって、教師と校長の「教権」の発露である学級経営と学校経営が矛盾なく統一されるという見通しが示された。しかし個性の多様性を認め、それが尊重されるべきとする立場をとる限り、両者が一致する保証はない。そこで切り札として用いられたのが、校長の「人格」による支配という前提であった。この点では、澤柳の校長論

と基本的には一致する。ところが現実には、この前提ほど当てにならないものはなかった。なぜならば、現に教員の校長に対する不満は、ほぼこの人格の欠如に向けられていたと言ってもよいからである<sup>(33)</sup>。しかも「人格」は校長や正教員の専有物ではないから、石川啄木が「日本一の代用教員」を自認して、自らの「教育する権利」を主張することは<sup>(34)</sup>、何ら誤りではなくなるはずであった。つまり、人格の尊重の上に築かれた「教権」を担う教員層は、従来に較べて著しく拡大し、多様化していたと捉えることができる。

その一方で大正後期の「教権」拡張論は、教育擁護あるいは教育界全体の地位向上という大同団結の発想から主張される場合が多かった。教育擁護同盟などによる教育費削減反対運動等の盛り上がりは、その端的な例であろう。多少時代は下るが、大正14（1925）年1月『教育時論』紙上に寄せられた教育ジャーナリストや著名な教育家52人の「小学校長及教員の地位向上に関する意見」<sup>(35)</sup>でも、多くは教育界全体の地位向上に関する意見であった。その主な方策を列挙してみよう（数字はその意見の延べ回答数）。

教員個人の資質向上（修養、自尊心など）	24
義務教育費国庫支弁または負担額拡大	22
物質的待遇の向上・増俸など	11
官職としての地位向上（奏任待遇など）	10
師範教育の改善	9
教員の学歴要件の引き上げ、または師範学校の昇格	7
被選挙権・社会的権利の獲得	6
教員の同盟	5
叙位・叙勲の要件等の改善	5
教員任命法の改革	5

これらは当時、教育ジャーナリズムの紙面で展開された議論とほぼ一致する。ただし、子細に見ると、実は校長のみの権限強化に繋がる意見も数多く含まれている。「小学校長の権限拡大」（徳島県麻植郡飯尾敷地小学校長 井上徳三郎）、「小学校長に部下教員の任免権を付与す」（岡山県興除実業学校教諭 葉師寺健良）、「小学校長中抜群功労者にして人格識見卓越したる者に対し貴族院議員に勅任せらるる途を開くこと」（宮城県高千穂尋常高等小学校長 内田市左衛門）など。さらに奏任待遇の拡大や義務教育費国庫負担などについては、過度的段階では校長のみにまず実現すべしとする意見などもそれに当たる。一方、僅かに寄せられた訓導の意見では、「教員団体の基礎確立」（宮城県宮城郡原町尋常高等小学校訓導 橋良実）、「人選を厳にす」（山梨県北巨摩郡若神子小学校訓導 赤岡桂）、「進級制度を設ける」（高知県高岡郡東又小学校訓導 田井清）、「校長は資格制度にて任命すること」（栃木県足利市尋常高等小学校訓導 峰岸百次郎）など、校長と対立する論調が目立つ。陣内も前掲書のなかで、大正期に実現された「教権」拡張の一施策、校長の奏任待遇枠の拡大に対する教員の受け止め方には冷やかなものがあり、「一部校長クラスとの間に存在する格差意識をさらに増幅させるものとさえなっ



た」<sup>(36)</sup>と指摘している。

ただし教員社会内部の利害対立は、このような校長対訓導に単純に割り切られるものでなく、争点によって複雑に離合集散が繰り返されたことも事実である。例えば、府県視学官の設置をめぐることは、新たなポスト設置によって校長の空席が増えることを望む「或学校」系統を引く先輩教師と、「監督官なるものは、今ある丈でも多すぎる位に感じてゐる」青年教師との間に、越えようのない溝が存在していた<sup>(37)</sup>。逆に、一見すると校長のみの利害に関わりそうな校長職務俸の新設問題は、「校長が高額を受くるがために平訓導の昇給を妨ぐることを妨ぎ且つ今日以上に校長を優遇」するものとして、校長と教員の利害がほぼ一致するという奇妙な現象も生じている<sup>(38)</sup>。

この時期の「教権」拡張論には、市町村長や地域ボス、あるいは場当たりの教育縮小政策などによる歪んだ支配から、教員を擁護しようとする意図を含むものが多い。この点では、教育関係者が広く大同団結する余地があったわけである。ところが一方では、同一の主張の中にも主張する者の立場によって様々な利害が雑多に持ち込まれており、団結し得る一致点が無くなれば内部対立を強めることも十分あり得た。啓明会などが唱えた校長公選論<sup>(39)</sup>は、校長・教員間の矛盾の端的な表現であったと言える。

## (2)校長公選論と学校経営

啓明会は我が国初の教員組合として後世に知られているが、大正8(1919)年の創立時は、かつて埼玉師範の教師を勤めた下中弥三郎を指導者として教え子たちが中心になって組織した教化・教養団体にすぎなかった。しかし、翌年には早くもその殻を脱皮して日本教員組合啓明会と名乗る全国的組織となる。その転換点として位置づけられている大正9年2月の熊谷大会で激しく論議されたのが、校長公選論であった。

校長公選論は「教育自治への具体的闘争課題」として論議されたという<sup>(40)</sup>。組合の綱領にも取り上げられた啓明会の教育自治は、協調組織としての「教育委員会」と自律的組織としての「教員組合」の二重組織によるチェック・アンド・バランスによって、教育者の利益擁護のみに囚われることなく、しかも教育者の意見が十分に反映されるとするユニークな仕組みであった<sup>(41)</sup>。その「教育自治」が構想される最初の段階で、校長公選論に議論が集中したということは、自治を実現する上での当面の障害が校長にあると見なされていたことを物語る。下中の教育自治論は、教育の門外漢の「当局者」が教育の主人公となり、教員がその命令のもとで機械的に働かされている現状への批判認識から<sup>(42)</sup>、「当局者」と教員集団の力関係を対等にするを旨としたものであるが、ここで困るのは校長の扱いであった。「教員の管理者統率者としての方面があまりに強く現はれてを」り、「官僚の側の人の如き観を呈する」現状では、校長は二つの組織のいずれにも収まりきらない、どちらともつかない存在でしかなかった<sup>(43)</sup>。校長公選論は、校長を官僚機構から教育者自治のもとへ引き戻す手だてであったと言える。

校長公選論が従来の学校経営観の転換をも含み得る抜本的な提言であったことは、下中がのちに語った言葉から窺われる。即ち、教育の理想は校長のみではなく総ての教員によって「合議的」に

実現されるべきものであり、「校長と云ふものは只だ事務的のものであるから誰れがやつてもいい」と「公選して代わる代わるやつてもいい」とする見解である<sup>(44)</sup>。この方法によれば、校長の「教権」が教員の「教権」に包括されて、先に描いたような校長と教員の葛藤は解消される。ただし、この「校長公選」論は啓明会衰退の原因と後に下中が述懐するように<sup>(45)</sup>、池袋児童の村小学校など一部私立の小学校を除いては、殆ど実現不可能なものであった。

### (3)学校・学級経営における「教権」拡張の方向性

校長公選論ほどの革新性はないものの、教育者による教育自治の動きはこの頃活発化している。『教育時論』主筆の原田実は「教育の目的と方法とを自ら創建する権利」としての「教育の実権」を提唱し<sup>(46)</sup>、早稲田大学教授の木村久一は教育者組合組織による「教育自治」の必要性を訴えた<sup>(47)</sup>。木村は組合結成に至るまでの当面の課題として「府県教育会の自治化」を掲げたが、同様の意見はこの時期に随所に見られ、実際に行政官を長に頂かない教育者団体がいくつか結成された<sup>(48)</sup>。既成の地方教育会の一つである信濃教育会も同じ頃に自主化を遂げて、その力を背景として教員人事にも強い影響力をもったとされている<sup>(49)</sup>。長野県における大正自由教育は、この力を背景として有能な少壮教育家を校長や郡視学に抜擢し、あるいは校長の理想に沿った教員人事を行うことで実現された部分も大きいのである。ところで、こうした自治化の動きは、校長を含め教員全体の「教権」を高めてゆく方向性を志向するものであったが、先に述べてきたように、これによって教員の「教権」が保証されるとは限らない。校長が抑圧的存在でなくなること、まずこの前提がなければ単に抑圧が加算されるだけであろう。澤が期待した学級経営案も、教室内の行為に対する統制手段にしかないのである。

教育自治の新しい動きの中で示された「教権」拡張の方向性は、一つは抑圧的ではない人格者校長のもとでの学校経営に、他方では校長の権限縮小による教員集団の自治的経営のどちらかに帰着した。校長と教員との理想が食い違うことを前提としながらも両者の「教権」を尊重するときに、それを統一するためにはいずれかの道を選ぶしかないのだが、いずれにしても実現への道りは険しかった。ただし、両者の理想を統一しないでも良いとする第三の道も存在した。千葉師範学校附属小学校主事の手塚岸衛らによる「学級王国」論がそれである。ここでは、学級において児童中心の教育が実現されるために「濫りに他の干渉は許さず」に「学級本位」の経営が行われることが主張されたが<sup>(50)</sup>、それに対する批判の声もやはり厳しかったようである<sup>(51)</sup>。

ここで出された三つの方向はいずれも実現の難しい理想論ではあったが、家族主義的学校経営論の家長＝校長への「共同一致」を理想とする旧来の通念を乗り越えようとするものであった。校長を含むあらゆる教員の「教権」を尊重する立場に立つとき、学校経営と学級経営とが予定調和的に統合される見通しは弱まり、校長の「教権」と教師の「教権」とが経営に具現化される仕方には、様々な可能性が現れたのである。

## おわりに

本稿では「教権」との関わりを中心に、明治後期から大正期の学校・学級経営論を分析してきた。いささか図式的ではあるが、得られた成果を整理してみると以下ようになる。①「教権」の担い手の増大は校長と教員との権限の区分を要請したこと、②澤正の学級経営論は学級担任教師の権限の範囲を規定する意図をも含むものであったこと、ただしこの学級経営論は過渡的性格を持つもので、③担い手の量的質的变化と階層化により、「教権」概念に雑多な利害が持ち込まれ、その結果として学校・学級経営論も様々な方向に発展してゆくことになった。とくに本稿で、澤の学級経営論を教育の「事実」としての学級経営への注目と学級担任教師の「教権」尊重の融合として位置づけた点は、従来の学級経営理論史に新しい視点を付与し得るものと考えられる。また、第4節の最後に示した三つの方向性は、大正新教育へと連なっており、これ以降の学校経営・学級経営を位置づけ直す可能性を示唆し得たのではないだろうか。

最後に本稿を締めくくるにあたり、ここで扱ったような理論や言説がそのまま学校経営や学級経営の実態を示すわけではないことは断っておかなければならない。理論書を読む教員は限られていたであろうし、限られた読者を想定した言説によって全教員層の認識を知ることはできないからである。ただし、数ある大正デモクラシー研究で既に明らかにされているように、デモクラシーの風潮は都会に限らず全国津々浦々で展開されており、知識人である教員がその動きと無縁であったはずはない。「教権」の主張がデモクラシーや個人主義から演繹されたとき、それを通じて従来の学校経営観に疑義が提示されるのは、当然の成り行きであったとも思われるのである。

本稿では比較的長期間わたる変遷を限定された紙幅の中で概観したこともあり、個別の事象について十分に論議を尽くすことができず、全体的なアイデアを提示するにとどまっている。必要な点については、今後また稿を改めて論じていきたい。

## 〈註〉

- (1) 陣内靖彦『日本の教員社会』東洋館出版、1988、52～60、176～181頁。
- (2) 平原春好『日本教育行政研究序説』東京大学出版会、1970、395頁。
- (3) 同上書 76～79頁。
- (4) 同上書 397～405頁。
- (5) 同上書 401～403頁。
- (6) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、1967、185～186頁。
- (7) 岡義武「日露戦争語における新しい世代の成長」『岡義武著作集』第三巻、岩波書店、1992、219～258頁。
- (8) 長野県教育史刊行委員会編『長野県教育史 第三巻総説編三』、1983、618～627頁。
- (9) 早い時期のものとしては、望雲舎主人「教権の所在」(『内外教育評論』第9巻11号、1915.11)が、このような意味での「教権」の独立を主張する投稿論文である。偶然ではあるが同じ号に、

- 長野教育界が教師の知的・人格的修養の気風によって全国の模範と言うべきことを主張する論文も掲載されている。多聞天「所謂形式を廃するの必要を説き」同前。なお、伊津野朋広が分析した稲毛詛風の修養主義的「教権」独立論も、同趣旨のものであろう。伊津野朋広『大正デモクラシー下の教育』明治図書、1976、171～189頁。
- (10) 谷口雅子「教権」民間教育史研究会 太田堯・中内敏夫編『民間教育史研究事典』評論社、1976、40～41頁。
  - (11) 多田房之輔は千葉県師範学校を卒業後、小学校校長や県学務課の官吏などを歴任したのち、小学教育法の研究・改善や教員の表彰などの推進を目的として国民教育学会（のち、大日本小学教師協会と改称）を設立し、その機関紙として『日本之小学教師』を創刊した人物。
  - (12) 澤柳については周知の通りであるが、この著書に先立ち「教員ハ愉快ナル職務ナリ」（明27）、『教育者の精神』（明28）、『教師論』（明37）などの数々の教師論を発表し、我が国の教職観の成立にも大きく寄与した人物であることを指摘しておきたい。
  - (13) 多田房之輔『小学校教師及校長』金港堂、1893、78～79頁、85～86頁
  - (14) 澤柳政太郎『教師及校長論』1908（全集第6巻、国土社、1977）、195～201頁。
  - (15) 同上書「解説」（中内敏夫・田嶋一）、616頁。
  - (16) 多田が明治41年に『日本之小学教師』に連載した「校長と教員」には、校長と次席訓導との確執の話や校長が排斥された事例などが大きく取り上げられた（第10巻116、117、119、122、第11巻126号）。
  - (17) 前掲書 澤柳 1908、 71頁。
  - (18) 同上書 255頁。
  - (19) 明治33年小学校令施行規則第35条。なお明治43年に文部省は、この旨を確認する通牒（明治43年10月24日戌発普 397号）を各地方庁に発し、加えてそれまで郡市長に委ねられていた代用教員の任免を府県が掌ることとした。
  - (20) これ以後の本文中の統計的数値は、前掲書（陣内 1988）の107～108頁を参照した。
  - (21) 拙稿「明治後期学級担任配置の研究」『学校経営研究』第20巻、1995、86～100頁。
  - (22) 拙稿「明治後期『模範』小学校運営に見る学校経営の成立状況」『日本教育経営学会紀要』第38号、1996、113～126頁。
  - (23) 詳しくは陣内靖彦の前掲書（1988）216～225頁を参照のこと。
  - (24) 郡市校長会の記録を見ると、議事内容は郡長訓示にはじまり、注意事項、諮問事項、協議事項にはほぼ定式化されており、地方官の意向を効率よく伝達する場として機能していたことがわかる。「校長会が何を為せるかは、出席校長と郡市当局以外の何人も知悉することない、郡市校長会の「秘密会」的性格を批判した投稿論文もある。山陽漁人「校長会公開論」『教育時論』第1314号、1921.10.15、15～16頁。
  - (25) 本間康平『教職の専門的職業化』有斐閣、1982、288～291頁。

- (26) 『教育時論』の主筆堀尾太郎は、文部省自身が「学校長本位論」と「正教員本位論」を混同していることを指摘した。堀尾石峰「学校長か訓導か」『教育時論』第871号、1909、9～12頁。
- (27) 兼務制廃止については、篠原成竹「小学校長の学級担任に就て」(『教育時論』第636号、1902.12.15) くらい。なお、兼務制の徹底の方向で校長の現状を批判する意見もある。竹腰親司「小学校長を論ず(上)」『教育実験界』第23巻7号、1909.4.10、56～59頁。
- (28) 宮坂哲文「日本における学級経営の歴史」『宮坂哲文著作集Ⅲ』明治図書、1968、255頁。
- (29) 宮田丈夫『新訂 学級経営』金子書房、1970、6頁。
- (30) 澤柳の前掲書を引用しながら、「学級経営者は必ず自己学級経営に対し確乎たる理想を有しなればならない」と主張した。澤正『学級経営』弘道館、1912、240～241頁。
- (31) 『学級経営』は、緒言、次いで序論「学級経営の意義」「学級経営と学校経営」「学級経営と学校長」「学級経営と学級担任」「学級経営と児童」「学級経営と編制」「学級経営と家庭」に続いて、本論で養護・教授・訓練・事務・成績・卒業児童・校務と学級経営との関係が論じられ、そして括論で締め括られる構成。改訂版では序論の「学級経営と児童」「学級経営と編制」が姿を消し、代わりに「学級経営と方案」が加えられた。
- (32) 澤正「講堂教訓論」『教育時論』第930号、1911.2.15、16～17頁。
- (33) 前掲書 陣内 1988、253～259頁。
- (34) 明治39年4月24～28日の日記より。「洪民日記」『石川啄木全集』第5巻、筑摩書房、1978、98～99頁。
- (35) 『教育時論』第1424号、1925.1.5、31～39頁。
- (36) 前掲書 陣内 1988、223～225頁
- (37) 大江村人「青年教師の特権」『内外教育評論』第12巻4号、1918.4、30～32頁。
- (38) 「俸給支弁の形式と校長職務俸の新設」『内外教育評論』第11巻12号、1917.12、58頁。
- (39) 木戸若雄「校長公選論」下中彌三郎伝刊行会『下中彌三郎事典』平凡社、1965(1971年再版発行)、101～103頁。
- (40) 岡本洋三『『第二部 教育解放運動論』解説』下中彌三郎『万人労働の教育—下中彌三郎教育論集—』平凡社、1974、305頁。
- (41) 日本教員組合啓明会「教育改造の四綱領」同上書237～239頁。
- (42) 下中彌三郎「教育自治論」(初出『啓明』1920.5) 同上書203～213頁。
- (43) 下中彌三郎「教育自治の正道へ踏み出せ」(初出『文化運動』1920.5) 同上書290～298頁。
- (44) 「月例夜話会 校長、何をすべきか。』『児童の世紀』第2巻5号、1924.5、60～70頁。
- (45) 為藤五郎ほか『教壇回顧 飛礫』集成社、1918、300頁。
- (46) 原田実「教育者と自由」『教育時論』第1260号、1920.4.15、1頁。
- (47) 木村久一「教育改造の新基礎」『中央公論』35年1月号、1920.1、180～190頁。なお木村は吉野作造らによって結成された黎明会のメンバー、民本主義者。記事の内容から、黎明会の教員

組合化にも関与していた様子が窺える。

- (48) 木戸若雄「教師の自覚と団結」井野田潔・田畑弘編『日本教育運動史 第一巻』、三一書房、1960、160～164頁。
- (49) 菅原憲義『ルポルタージュ 教育支配の構図』労働旬報社、1980、215頁。
- (50) 手塚岸衛『自由教育真議』東京賓文館、1922、185頁。
- (51) 前掲論文 宮坂 1968。